

令和8年度山形市地域公共交通協議会 第1回全体会

日時 令和8年5月19日(火) 14時～

場所 市庁舎10階 1001会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 協 議

(1) 山形市地域公共交通協議会規約の改正(案)について 資料1-1～1-2

(2) 構成員改選期に伴う役員の選出について 資料2

(3) 令和7年度事業報告について 資料3

(4) 令和7年度収支決算及び監査報告について 資料4

(5) 令和8年度事業計画(案)について 資料5

(6) 令和8年度収支予算(案)について 資料6

(7) 山形市における公共交通の取組内容について 資料7-1～7-3

5 閉 会

山形市地域公共交通協議会 出席者名簿

所属	職名	氏名	規約上の構成員区分	備考
山形市企画調整部	部長	奥山 泰子	山形市長又はその指名する者	
東北芸術工科大学	教授	吉田 朗	学識経験者	
東日本旅客鉄道株式会社東北本部 企画総務部 経営戦略ユニット	企画課長 (代理：チーフ)	小池 靖人 (代理：山本 克彦)	区域内の公共交通事業者	代理出席 (オンライン)
山形交通株式会社	取締役営業部長	四釜 英彦	//	
山形地区ハイヤー協議会	会長	石川 康夫	//	
山形市自治推進委員長連絡協議会	会長	宮舘 照彦	利用者代表	
山形商工会議所地域振興課	課長	後藤 新也	//	
国土交通省東北運輸局山形運輸支局	首席運輸企画専門官	鈴木 仁	区域内の地方運輸局	
山形県村山総合支庁総務課連携支援室	室長	菅原 美樹	都道府県	
国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所調査課	課長	松田 聡	区域内の道路管理者	
山形県村山総合支庁建設部道路課	課長 (代理：課長補佐)	小山 雄司 (代理：後藤 正孝)	//	代理出席
山形市都市整備部道路維持課	課長	前田 真一	//	
山形警察署交通第一課	課長	山口 潤	区域内の警察署	
山形県交通運輸産業労働組合協議会	議長	齋藤 洋次	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	欠席

山形市企画調整部公共交通課	次長(兼)課長	城戸口 真一	事務局
	交通政策推進総括主幹 (兼)課長補佐	布施 浩治	
	課長補佐(地域交通戦略担当) (兼)地域交通戦略係長(兼)仙 山連携推進室連携推進調整主幹	小玉 正樹	
	交通結節点係長	佐藤 充	
	交通ネットワーク係長	矢矧 史彰	
	主任	金野 真依	
	主任	尾形 朋成	
山形市福祉推進部長寿支援課	係長	阿部 賢太	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">山形市地域公共交通協議会規約</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（会議）</p> <p>第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。</p> <p><u>2</u> 会長及び副会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が議長を務める。</p> <p><u>3</u> 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p><u>4</u> 構成員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。</p> <p><u>5</u> 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>ただし、実施する事業を決定する場合は、当該事業の実施にあたり、関係する事業者などから予め同意を得るものとする。</p> <p><u>6</u> 会長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p><u>7</u> 会議は、書面にて協議することができる。</p> <p><u>8</u> 会議は、原則として公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事運営</p>	<p style="text-align: center;">山形市地域公共交通協議会規約</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（会議）</p> <p>第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。</p> <p><u>2</u> 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p><u>3</u> 構成員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。</p> <p><u>4</u> 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>ただし、実施する事業を決定する場合は、当該事業の実施にあたり、関係する事業者などから予め同意を得るものとする。</p> <p><u>5</u> 会長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p><u>6</u> 会議は、書面にて協議することができる。</p> <p><u>7</u> 会議は、原則として公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事運営</p>

改正後	改正前
<p>及び個人情報等の取扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。</p> <p><u>9</u> 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第8条～第15条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和8年5月19日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u></p>	<p>及び個人情報等の取扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。</p> <p><u>8</u> 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第8条～第15条 (略)</p>

【改正後】

別 表

構成員	備 考
山形市	山形市長又はその指名する者
学識経験者	
東日本旅客鉄道株式会社東北本部	区域内の公共交通事業者
山形交通株式会社	//
山形地区ハイヤー協議会	//
山形市自治推進委員長連絡協議会	利用者代表
山形商工会議所	//
国土交通省東北運輸局山形運輸支局	区域内の地方運輸局
山形県村山総合支庁総務課連携支援室	都道府県
国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所	区域内の道路管理者
山形県村山総合支庁建設部道路課	//
山形市都市整備部道路維持課	//
山形警察署	区域内の警察署
山形県交通運輸産業労働組合協議会	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

【改正前】

別 表

構成員	備 考
山形市	山形市長又はその指名する者
学識経験者	
東日本旅客鉄道株式会社東北本部	区域内の公共交通事業者
山交バス株式会社	//
山形地区ハイヤー協議会	//
山形市自治推進委員長連絡協議会	利用者代表
山形商工会議所	//
国土交通省東北運輸局山形運輸支局	区域内の地方運輸局
山形県村山総合支庁総務課連携支援室	都道府県
国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所	区域内の道路管理者
山形県村山総合支庁建設部道路課	//
山形市都市整備部道路維持課	//
山形警察署	区域内の警察署
山形県交通運輸産業労働組合協議会	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

山形市地域公共交通協議会規約

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定による地域公共交通計画（以下、「交通計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な公共交通等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行い、あわせて、都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日付国都街第77号）の規定による都市・地域総合交通戦略（以下、「戦略」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、山形市地域公共交通協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を山形市旅籠町二丁目3番25号山形市役所内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 戦略の策定及び変更の協議に関すること。
- (7) 戦略の取組に係る連絡調整に関すること。
- (8) 戦略に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (9) 協議会の運営方法その他協議会の目的を達成するために必要な業務。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、別表に掲げる者（法人又は団体にあつては、当該法人又は団体の長が指名する者）とする。

2 構成員の任期は、2年とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 構成員は再任を妨げない。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監 事 2人

2 会長は、山形市長又はその指名する者をもって充てる。

3 副会長及び監事は、構成員の中から互選する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会長及び副会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が議長を務める。

3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 構成員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。

5 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

ただし、実施する事業を決定する場合は、当該事業の実施にあたり、関係する事業者などから予め同意を得るものとする。

6 会長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 会議は、書面にて協議することができる。

8 会議は、原則として公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事運営及び個人情報等の取扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 構成員は、会議において協議が整った事項については、その協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第9条 会長は、第3条各号に掲げる事項について専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、構成員のうちから会長が指名する。

3 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は専門部会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

4 専門部会で議決された事項は、原則協議会での承認を要する。ただし、緊急を要する事項又は専門性の高い事項は、専門部会での議決をもって協議会での承認とみなすことができる。その場合、専門部会での議決の直後に開催される協議会において報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、山形市企画調整部公共交通課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が指定した者をもって充てる。

4 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局において決算する。

(補足)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年5月19日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別 表

構成員	備 考
山形市	山形市長又はその指名する者
学識経験者	
東日本旅客鉄道株式会社東北本部	区域内の公共交通事業者
山形交通株式会社	〃
山形地区ハイヤー協議会	〃
山形市自治推進委員長連絡協議会	利用者代表
山形商工会議所	〃
国土交通省東北運輸局山形運輸支局	区域内の地方運輸局
山形県村山総合支庁総務課連携支援室	都道府県
国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所	区域内の道路管理者
山形県村山総合支庁建設部道路課	〃
山形市都市整備部道路維持課	〃
山形警察署	区域内の警察署
山形県交通運輸産業労働組合協議会	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

構成員改選期に伴う役員の選出について

今年度、協議会構成員の改選期にあたっている。それに伴い、役員の選出を行う。任期は2年（令和10年度第1回協議会まで）。

規約抜粋

（構成員）

第4条 協議会の構成員は、別表に掲げる者（法人又は団体にあつては、当該法人又は団体の長が指名する者）とする。

2 構成員の任期は、2年とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 構成員は再任を妨げない。

（役員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監 事 2人

2 会長は、山形市長又はその指名する者をもって充てる。

3 副会長及び監事は、構成員の中から互選する。

（役員の職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告する。

	現役員	新役員
会長	山形市企画調整部長	山形市企画調整部長
副会長	東北芸術工科大学 教授 吉田 朗 氏	
監事	山形市自治推進委員長連絡協議会 会長 宮館 照彦 氏	
	山形商工会議所 地域振興課長 後藤 新也 氏	

令和7年度事業報告について

1 事業内容

(1) 山形市地域公共交通計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）の見直しに関する協議

全体会、計画部会で、山形市地域公共交通計画の見直しに係る協議を行い、その内容を計画に反映した。

(2) 協議会の開催

(ア) 全体会

	開催日・場所	議 事
第1回	開催日：令和7年4月30日 場所：市庁舎7階 701AB会議室	<ul style="list-style-type: none"> 山形市総合交通戦略に基づく主な取組内容（案）について 山形市地域公共交通計画に基づく主な取組内容（案）について 「山形市地域公共交通計画」の見直しについて
第2回	開催日：令和8年1月22日 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> 山形市地域公共交通計画（第2期）案について ベニちゃんバスの運賃及びベニちゃりの料金改定案について
第3回	開催日：令和8年2月20日 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> 第2期山形市地域公共交通計画案について

(イ) 計画部会

	開催日・場所	議 事
第1回	開催日：令和7年7月16日 場所：市庁舎10階 委員会開催室	<ul style="list-style-type: none"> 山形市地域公共交通計画見直しの考え方について 計画骨子案と公共交通の課題について
第2回	開催日：令和7年9月18日 場所：市庁舎10階 委員会開催室	<ul style="list-style-type: none"> 現計画における未達成目標の分析について 現状の把握と課題の整理について
第3回	開催日：令和7年11月27日 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> 山形市地域公共交通計画（第2期）案について（概要版）
第4回	開催日：令和8年1月22日 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> 山形市地域公共交通計画（第2期）案について（概要版、本編素案）
第5回	開催日：令和8年2月5日 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> 山形市地域公共交通計画（第2期）案について（概要版、本編案（第4回の意見反映））

(ウ) 旅客運送部会

	開催日・場所	議 事
第1回	開催日：令和7年7月16日 場所：市庁舎10階 委員会開催室	・地域交流バス南部線の運行内容の変更（案）について
第2回	開催日：令和7年10月14日 書面開催	・デマンド型乗合タクシー「スマイルグリーン号」の運行内容変更について

(エ) 運賃部会

	開催日・場所	議 事
第1回	開催日：令和7年7月16日 場所：市庁舎10階 委員会開催室	・地域交流バス南部線の運賃（案）について
第2回	開催日：令和8年1月22日 場所：市庁舎10階 委員会開催室	・ベニちゃんバスの運賃改定案について
第3回	開催日：令和8年2月16日 書面開催	・大郷明治デマンド型乗合タクシー「スマイルグリーン号」の運賃について

(オ) その他部会

	開催日・場所	議 事
第1回	開催日：令和7年5月23日 書面開催	・コミュニティバス等の国庫補助の申請に係る計画について

(3) 山形市公共交通マップの印刷・配布

バス停名称変更等をもとに改訂し、令和8年3月に配布を行った。

令和7年度収支決算について

1 歳入

(単位：円)

款	項	目	件名	当初予算額	補正・ 流用額	現計予算額 (①)	収入済額 (②)	比較 (②-①)	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	山形市地域公共交通協議会負担金	5,204,000	0	5,204,000	5,204,000	0	①地域公共交通計画見直し事業 山形市より 5,000千円 ②公共交通マップ分 山形市より 102千円 山交バス欄より 102千円
2 補助金	1 補助金	1 補助金	地域公共交通確保維持改善 事業費補助金 (地域公共交通調査事業 (地域公共交通アップデート 化推進事業) (市町村 型))	3,849,000	0	3,849,000	3,849,000	0	地域公共交通計画見直し事業
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	繰越金	122	0	122	122	0	令和6年度より
4 雑入	1 雑入	1 雑入	預金利息など	878	0	878	5,799	4,921	
計				9,054,000	0	9,054,000	9,058,921	4,921	

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	件名	当初予算額	補正・ 流用額	現計予算額 (①)	支出済額 (②)	比較 (②-①)	備考
1 事業費	1 事業費	1 事業費	山形市地域公共交通計画 見直し事業	8,849,000	0	8,849,000	8,801,100	△ 47,900	委託料 8,800,000円 手数料 1,100円
			公共交通マップ印刷費	204,000	0	204,000	203,280	△ 720	山交バス欄と共同作成
2 予備費	1 予備費	1 予備費	予備費	1,000	0	1,000	0	△ 1,000	
計				9,054,000	0	9,054,000	9,004,380	△ 49,620	

収入済額9,058,921円 - 支出済額9,004,380円 = 残額54,541円・・・ 令和8年度へ繰越

令和7年度監査報告書

令和7年度山形市地域公共交通協議会収支決算の内容及び書類について確認し、監査した結果、適正と認められました。

令和8年5月11日

監事

山形市自治推進委員長連絡協議会

宮 館 照 彦 ●

監事

山形商工会議所

後 藤 新 也 ●

山形市地域公共交通協議会

会長 山形市企画調整部長 奥 山 泰 子 様

1 事業内容

- (1) 山形市地域公共交通計画（第2期）（計画期間：令和8年度から令和12年度まで）の進捗管理
令和8年3月に策定した「山形市地域公共交通計画（第2期）」に基づく主な取組内容について、協議を行う。
- (2) 山形市総合交通戦略（計画期間：令和6年度から令和15年度まで）の進捗管理
令和6年3月に策定した「山形市総合交通戦略」に基づく主な取組内容について、協議を行う。
- (3) コミュニティバス等の国庫補助に係る協議
コミュニティバス等の国庫補助の申請に係る計画の協議を行う。
- (4) コミュニティバスや乗合タクシー等の運行及び運賃に係る見直し
コミュニティバスや乗合タクシー等の運行内容及び運賃の見直しについて協議を行う。
- (5) 山形市公共交通マップの印刷・配布
路線バスやコミュニティバスのダイヤ変更等を基に改訂し、印刷・配布を行う。
- (6) 山形市地域公共交通利便増進実施計画（第2期）（計画期間：令和9年度から令和12年度）の案の作成に係る協議
「山形市地域公共交通利便増進実施計画（第2期）」の案に作成に係る協議を行う。
- (7) その他
道路運送法に基づく必要な協議、山形市地域公共交通計画（第2期）に基づく事業に係る報告等を行う。

2 協議会の開催

会 議	議 事
全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・山形市における公共交通の取組内容について ・「山形市地域公共交通利便増進実施計画（第2期）」案の作成について
専門部会※	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスや乗合タクシー等の運行内容について（旅客運送部会） ・コミュニティバスや乗合タクシー等の運賃について（運賃部会） ・「山形市地域公共交通利便増進実施計画（第2期）」案の作成に向けた専門的な調整について（計画部会）

※専門部会は、議事内容に基づき、以下の名称にて、各委員となる方へご案内いたします。

- ・コミュニティバスや乗合タクシー等の運行内容について→「旅客運送部会」
- ・コミュニティバスや乗合タクシー等の運賃について→「運賃部会」
- ・「山形市地域公共交通利便増進実施計画（第2期）」案の作成に向けた専門的な調整について→「計画部会」

令和8年度収支予算(案)について

1 歳入

(単位：円)

款	項	目	件名	予算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	山形市地域公共交通協議会負担金	3,402,000	①次期山形市地域公共交通利便増進実施計画策定事業 山形市より 3,000千円 ②公共交通マップ分 山形市より 102千円 山形交通㈱より 102千円 ③協議会開催に係る報償費 山形市より 182千円 ④協議会開催に係る食糧費 山形市より 16千円
2 補助金	1 補助金	1 補助金	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (利便増進計画策定事業)	3,000,000	次期山形市地域公共交通利便増進実施計画策定事業
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	繰越金	54,541	令和7年度より
4 雑入	1 雑入	1 雑入	預金利息など	1,000	
計				6,457,541	

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	件名	予算額	備考
1 事業費	1 事業費	1 事業費	次期山形市地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託	6,000,000	
			公共交通マップ印刷費	204,000	山形交通㈱と共同作成
			協議会開催に係る報償費	182,000	
			協議会開催に係る食糧費	16,000	お茶代
			資料印刷に係る消耗品費	54,541	
2 予備費	1 予備費	1 予備費	予備費	1,000	
計				6,457,541	



山形市地域公共交通計画について

(1) 計画策定の趣旨

山形市地域公共交通計画は、山形市の最上位計画である「山形市発展計画」に即して、「山形市都市計画マスタープラン」及び「山形市立地適正化計画」で示された将来の山形市のまちづくりを支える、自家用車に頼らなくても誰もが快適に移動できる環境を構築するため、地域にとって望ましい公共交通ネットワークビジョン及び地域の移動手段を確保・充実するための取組をとりまとめたものである。

なお、この計画は、令和3年(2021年)3月に、第1期山形市地域公共交通計画として策定しており、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定計画である。

(2) 第2期山形市地域公共交通計画策定の考え方

- ▶ 第1期計画の評価を基に、情勢の変化や国が示す計画策定の手順書『地域公共交通計画の「アップデートガイダンスVer.1.0」』及び 令和7年3月に策定された「山形市発展計画2030」を踏まえ、必要な見直しを行い、具体的な取組を定める。
- ▶ 第1期計画で示された将来の交通体系である「公共交通ネットワークビジョン」(詳細裏面 項番4参照)を基盤とし、「山形市発展計画2030」が掲げる2040年の将来像との整合を図りながら、バックキャストの視点に立って計画を策定する。

第1期から第2期への見直しの概要について



1. 第1期のまとめ

(1) 課題への対応状況

課題【成果指標】	基準値	最新値 (基準から比較)	目標値	達成状況
高齢者などの不安と多様な移動ニーズへの対応 【成果指標】交通手段がなく外出を控える高齢者の割合	[R2] 16.1%	[R5] 12.7% (▲3.4Pt)	[R5] 11.1%以下	概ね達成 (目標値に達していないものの改善傾向にある)
利用が伸びない公共交通サービス 【成果指標】公共交通の利用者数	[R2] 5,141千人	[R6] 11,035千人 (+5,894千人)	[R7] 11,189千人以上	概ね達成 (目標値に達していないものの改善傾向にある)
日常生活における自家用車の多用 【成果指標】通勤の自家用車の利用割合	[R2] 83.9%	[R7] 83.9% (±0Pt)	[R7] 83.9%以下 (R2からの増減率を超過する目標)	達成 (目標値に達している)
日常生活における自家用車の多用 【成果指標】買物、通院時の自家用車の利用割合	[R2] 86.3%	[R7] 87.8% (+1.5Pt)	[R7] 86.3%以下 (R2からの増減率を超過する目標)	未達成 (基準値より数値が上昇し目標値に達していない)

(2) 交通ネットワーク形成の概況と各交通軸の取組状況

- 鉄道(大骨格)
 - ▶ 市南部への新駅整備に向けて、必要な調査等に着手。鉄道の需要創出策や高頻度運行などを検討。
 - ▶ 北山形駅のバリアフリー化が完了(R5.3)。橋山駅は北口改札など環境改善に必要な調査等に着手。
- バス(中骨格、小骨格)
 - ▶ 地域連携ICカード「ヤマコウチェリカ」の導入により、路線バス及びコミュニティバスの利便性が向上。
 - ▶ 主要なバス停において、デジタルサイネージの設置や待合所のリノベーション等、待合環境を改善。
 - ▶ コロナ禍の間、行政と事業者が連携し、路線バスとコミュニティバスの運行路線を概ね維持。
 - ▶ 市南部で南くろりんを運行し、定時定路線型のバスのモデル事業を実施。
- 相乗りタクシー、コミュニティバス(郊外部) ほか(神経系)
 - ▶ 買い物や通院に必要な相乗りタクシーのモデル事業を実施。
 - ▶ コミュニティバスは、郊外部で一定のニーズがあり、運行路線を維持。

(3) 主な実績

①地区への適性が高い公共交通モデル事業の本格運行への移行
利用者数で目標値を設定。目標の達成状況で、地区への適性と横展開の実現可能性を評価。

モデル地区での取組	目標値	実績(達成率)	評価
【市街地南部】 南くろりん (定時定路線型:市街地循環)	[R5]243.5人/日 [R6]117.6人/日	[R5]163.4人/日(26.1%) [R6]155.5人/日(47.2%)	【地区への適性:△】⇒一時運行休止 移動ニーズと運行形態が合わず地区への適性が低い 【横展開:△】定時定路線型の横展開は難しい
【村木地区】 あじさいバス (定時定路線型:郊外部)	20人/日	[R6]12.5人/日(62.5%) [R7]12.0人/日(60.0%)	【地区への適性:○】⇒本格運行 目標値を概ね達成し、移動ニーズが満たされている。 【横展開:△】郊外部に特化した取組で、横展開は限定的
【金井地区 西部】 かなみちゃん相乗りタクシー (相乗りタクシー型)	72人/月	[R6]165人/月(90.3%) [R7]197人/月(134.8%)	【地区への適性:○】⇒本格運行 目標値を上回る実績で、移動ニーズが満たされている 【横展開:○】移動ニーズと合っており、横展開が可能である
【橋山地区】 橋っちゃん丸タクシー (相乗りタクシー)	80人/月	[R6]173人/月(91.3%) [R7]198人/月(122.5%)	

②コミュニティサイクル「ペニチャリ」の新たな移動手段としての定着と規模拡大
車両台数 [R4] 80台 ⇒ [R7]294台、ポート数 [R4] 25箇所 ⇒ [R7] 95箇所
利用回数 [R7.7] 17,777回/月(573.5回/日) ※[R6.7] 11,361回/月(366.5回/日)

③利便性が高く経済的な交通サービスにより若年層の公共交通利用ニーズへ対応
ペニチャリバスの利用者数 [R1]487,442人 ⇒ [R6]509,857人(過去最高)

2. 第1期に起こった情勢の変化

- ① 国の「交通空白」解消本部の設立(R6.7) ⇒ 移動手段の確保への重点支援
- ② 物価高騰や担い手不足等 ⇒ 運行にかかる経費の増大
- ③ 少子化や教員の働き方改革等の影響 ⇒ 若者の活動の場の集約
- ④ 技術革新 ⇒ 公共交通の進化と、社会実装の進展

3. 第2期における5年間の取組の方向性

アップデートガイダンスVer1.0(国が示す公共交通計画策定の手順書)

モビリティデータを可視化した現状分析と施策への展開

可視化イメージ (施設×公共交通運行情報)

シンプルで一貫性のある標準構造
2つの中核目標: 交通軸と拠点の充実保証
移動制約者の移動手段の確保

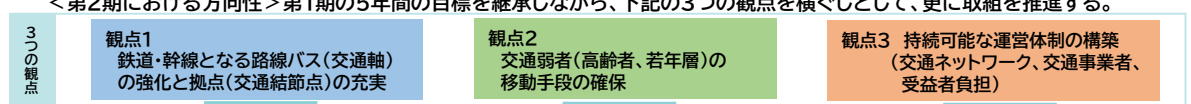
▶ 定量評価や柔軟な計画更新を可能とする KPIの設定 等

山形市発展計画2030(2040年の目指すまちの姿)

2040年のまちの姿
「まち」「ひと」「しごと」公共交通が全てを繋ぐまち

- ▶ 市内全域を利便性の高い公共交通ネットワークが網羅している。
- ▶ 誰もが多様な移動手段の選択が可能で快適に移動することができる。
- ▶ 利用環境の整備が進むとともに、MaaSの普及により移動がシームレスに行われている。
- ▶ 自動走行システム等、先進技術が公共交通を支えている。

暮らしやすく、健康で活気のあるまちが形成されている



目標1 まちづくりと連動した公共交通ネットワークの構築

- 【主な新規・拡充の取組内容】
- ▶ 拠点ネットワーク型集積都市の更なる発展を目標し、公共交通ネットワークの最適化を図る。
- 観点1 観点2 観点3
- 鉄道(大骨格(拡充))
- ▶ 需要創出策とともに、高頻度運行等による利便性向上に取り組み、利用促進を図ることで、拠点間及び周辺自治体とのネットワーク強化を図る。
 - ▶ 市南部への新駅整備に向けた取組を進めることで、駅を核とし、都市機能の集積と、周辺生活圏への優れたアクセスを備える副次拠点の形成を図る。
- バス(中骨格(拡充)) 幹線となる路線バス・コミバス(市街地循環型)
- ▶ 選択と集中の視点で、人口密集地域等における路線の運行頻度を充実させ、交通ネットワークの利便性向上と、社会・経済的な波及効果を促進する。
 - ▶ 交通結節点の整備に合わせ、効果的かつ効率的な路線の再編を行う。
- 小骨格(見直し) その他バス
- ▶ 利用実態や、相乗りタクシーなど他の移動手段の導入効果を踏まえ、時間帯や便数等を見直すことで、運行内容の効率化を図る。
 - ※「交通系ICカード等データ可視化・分析システム」を活用して実施
- 神経系(拡充) 相乗りタクシーなど
- ▶ 路線バスの見直しと連動し、公共交通ネットワークの効率化や「交通空白」の解消など利便性向上のため、相乗りタクシーの拡大に取り組む。
 - ▶ 相乗りタクシーは、市全域に展開する。
- 補完系(拡充) ペニチャリ(山形市コミュニティサイクル)
- ▶ 二次交通の補完や観光利用等、サイクルポート・車庫の拡大等により利便性の向上を図る。

目標2 徒歩や公共交通などで楽しめる中心市街地の移動環境づくり

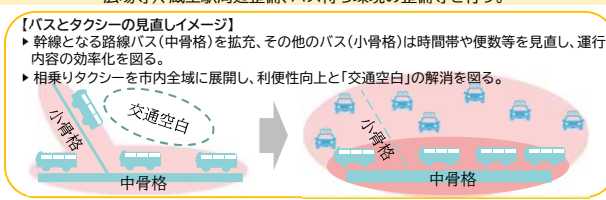
- 【主な新規・拡充の取組内容】
- 観点1 観点3
- ▶ イベントや観光客等周遊環境の向上
 - ▶ 「日本一の観光案内所」の整備に合わせた、バス乗り場等の導入、山形駅周辺エリアの公共交通機能の整備検討・実施
 - ▶ 旧大沼と済生館を含む周辺エリアにおける公共交通利用環境をより充実させるため、必要な機能の検討
 - ▶ コミュニティサイクル「ペニチャリ」の拡大・利便性向上[再掲]

目標3 公共交通による生活実態に即した身近な移動の支援

- 【主な新規・拡充の取組内容】
- 観点2 観点3
- ▶ 相乗りタクシーの展開[再掲]
 - ▶ タクシーを活用した高齢者移動支援等との連携強化
 - ▶ 多様な主体との連携による移動手段の確保
 - ▶ 交通事業者への担い手確保
 - ▶ ボランティア輸送等、地域が主体となった移動への支援
 - ▶ ライドシェアの活用可能性の検討
 - ▶ 受益者負担の適正化
 - ▶ 高齢者や若年層をはじめとした、交通弱者の移動手段の確保に向けた、取組の推進

目標4 公共交通のわかりやすく・使いやすい利用環境の形成

- 【主な新規・拡充の取組内容】
- 観点1 観点2 観点3
- ▶ 公共交通データの分析、活用
 - ▶ 自動運転を活用した移動手段の研究
 - ▶ 高齢者や若年層に向けたPRの推進(モビリティマネジメント)
 - ▶ バス停のバス待ち環境の改善による、快適な移動環境の整備



目標1 まちづくりと連動した公共交通ネットワークの構築【計画本編P48～】

施策1-1 交通軸(鉄道・バス・タクシー)の充実【計画本編P49～54】

取組番号(1) 鉄道の高頻度運行に向けた検討 <大骨格>【計画本編P49】

・高頻度運行の検討および利用促進のための需要創出策を推進する。

取組番号(2) 幹線となる路線バスの強化 <中骨格>【計画本編P50】

・イオン山形北店への路線バスの新設や、幹線バスの朝夕時間帯における増便等を検討し、**利便増進実施計画※1**を策定。

取組番号(3) その他路線バスの運行最適化 <小骨格>【計画本編P52】

・「交通系ICカード等可視化・分析システム」を活用した利用実態調査の実施。
・調査結果を踏まえ、経路の見直しや運行便数の最適化に向けた検討・実施。

取組番号(4) 相乗りタクシーの展開 <神経系>【計画本編P53】

・滝山地区東側(13号東側)へ相乗りタクシーの新規導入。

施策1-2 交通結節点の整備推進【計画本編P55～57】

取組番号(1) 交通結節点の整備 <結節点>【計画本編P55】

「楯山駅周辺エリア」

・基本計画の策定に向け、南北自由通路や北口改札等、基本計画調査の深度化。
・踏切集約等を行うため、十文字西踏切の改良計画を策定。

「馬見ヶ崎・嶋工エリア」

・バス等の乗り換え環境向上に向けた結節点整備を検討し、**利便増進実施計画※1**を策定。

取組番号(2) 市南部新駅整備に向けた取組の推進<大骨格>【計画本編P56】

・新駅施設及び新駅前広場に係る基本設計を実施。
・駅前広場の整備に向けて用地等の測量と不動産鑑定を実施。

施策1-3 市街地の回遊を支える公共交通の整備【計画本編P58～61】

取組番号(2) 北部循環バス(北くるりん)の導入 <中骨格>【計画本編P59】

・北くるりんの実証運行を実施(R8.9～R8.11を想定)。

目標2 徒歩や公共交通などで楽しめる中心市街地の移動環境づくり【計画本編P65～】

施策2-1 中心市街地の暮らしやにぎわいに資する移動環境の形成【計画本編P65～67】

取組番号(3) 観光やイベント等における移動環境の向上【計画本編P66】

・山形駅東口における、冬期間の蔵王温泉行バス待ちでの混雑緩和に向けた対策の実施

取組番号(4) ベニちゃんバス東くるりん・西くるりんの運行 <中骨格>

・運行時間やルートの変更等、利用ニーズに応じた改善内容を検討。【計画本編P66】
・利用促進および収益安定化に向けたラッピング広告のリニューアル検討。

取組番号(5) コミュニティサイクル「ベニちゃり」の拡大【計画本編P67】

・自転車の再配置やバッテリー交換等の巡回作業についてのオペレーションを見直し。
・観光周遊の促進に向けた仕組みの検討。

目標3 公共交通による生活実態に即した身近な移動の支援【計画本編P68～】

施策3-1 公共交通の導入による生活交通の確保【計画本編P68～70】

取組番号(1) 郊外部におけるコミュニティバス等の運行最適化<神経系>

【計画本編P68】

・「コミュニティバス高瀬線」「地域交流バス南部線」「あじさいバス」「スマイルグリーン号」等、ニーズに応じた運行内容の見直し

施策3-2 持続可能な公共交通の運営【計画本編P71～74】

取組番号(1) 路線バス赤字路線への運行補助の見直し<中・小骨格>【計画本編P71】

・路線バスの最適化による補助額の削減と幹線となる路線バスの強化(財源の再配分)

取組番号(2) 公共交通の担い手確保への支援<中・小骨格、神経系>【計画本編P71】

・バス、タクシー事業者の人材確保に向けた取組の支援を実施

目標4 公共交通のわかりやすく・使いやすい利用環境の形成【計画本編P75～】

施策4-1 公共交通DXの推進【計画本編P71～77】

取組番号(3) 自動運転技術を活用した移動手段の調査研究【計画本編P77】

・山寺地内の自動運転技術を活用した公共交通の実証運行に向けた調査

※1 利便増進実施計画について

1 概要

地域公共交通の再編や運賃・ダイヤの改善などを通じて、利用者利便性を向上させるための具体的な計画。国土交通大臣の認定を受けることで、特例措置や国の重点的な支援を受け、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る。

2 計画策定の体制

- ・山形市:策定主体(協議会事務局)
- ・山形市地域公共交通協議会(全体会):計画案の作成
- ・山形市地域公共交通協議会専門部会(計画部会):
計画案の作成に向けた専門的調整会議

3 計画支援業務委託及び業者選定方法

計画案の協議に必要なデータ収集・分析等の専門業務は、コンサルタントへ委託する。委託業者は、後日、事務局にて入札を経て選定する。

1. 総合交通戦略策定の背景・目的

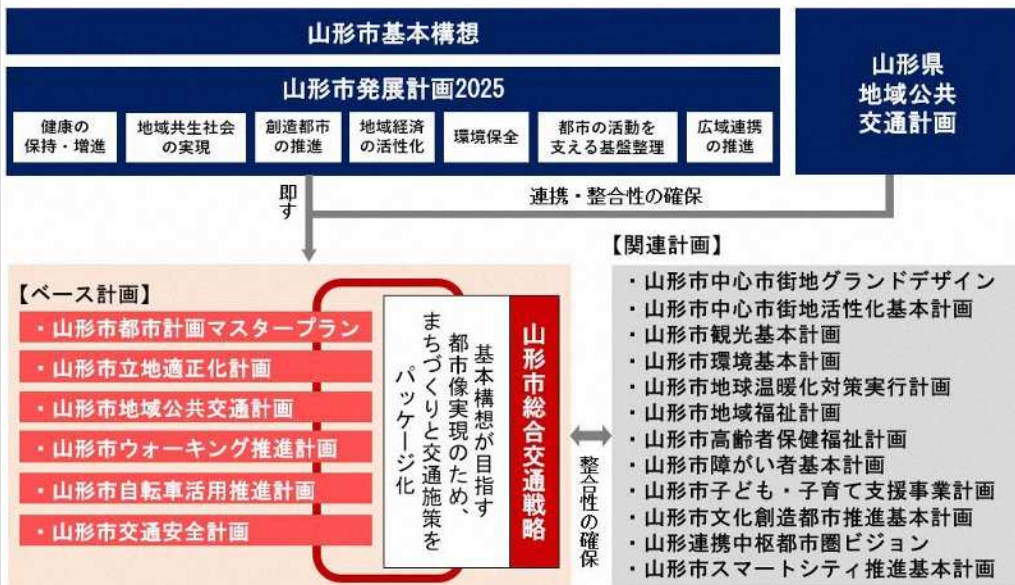
本市では、平成17年の国勢調査をピークに人口は減少傾向にあり、また、平成29年に実施した山形広域都市圏パーソントリップ調査の結果において、市民の過度な自家用車による移動の実態が浮き彫りとなっている。今後人口減少、少子高齢化が進んでいく中で、自家用車を利用しない、利用したくても利用できない高齢者等がますます増加することが見込まれることから、公共交通の利便性向上により、自家用車に頼らずとも日常生活を送ることができるまちづくりが求められている。

こうした中で、道路インフラの在り方など将来のまちづくりも見据えながら、「山形市都市計画マスタープラン」など土地利用施策や市街地整備等と、「山形市地域公共交通計画」ほか重要な交通拠点となる交通結節点整備などの都市交通施策を一体的・戦略的に進めていく必要がある。

このため、そうした取組を施策パッケージとしてまとめ、「自家用車に頼らなくても誰もが快適に移動できる環境」をニーズに応じながら構築していくため、『山形市総合交通戦略』を策定する。

2. 戦略の位置づけ

本戦略は、「山形市基本構想」が目指す都市像の実現に向けて、「山形市発展計画2025」に即し、「山形市都市計画マスタープラン」や「山形市立地適正化計画」、「山形市地域公共交通計画」などの既存計画の取組を施策パッケージとしてまとめ、国など関係機関の支援を得ながら強力に推進する。



3. 戦略の対象区域・計画期間

本戦略の対象区域は、山形市全域とする。ただし、広域的な施策については、近隣市町との連携を図りながら実施していく。計画期間は、令和6年度から10年間とする。なお、ベース計画の変更に応じて適宜内容の見直しを行う。

計画名	計画年次	計画期間						
		R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	...	R15 2033	R16 2034
山形市都市計画マスタープラン	H29.3	~R17						
山形市立地適正化計画	R3.3	~R17						
山形市地域公共交通計画	R3.3	~R7	~R17まで地域公共交通ネットワークの構築					
山形市総合交通戦略	R6.3	~R15						

4. 目指す将来像・現状及び課題

目指す将来像 = 山形市基本構想の目指す将来都市像

基本構想が目指す「誰もが健康で安心して暮らすことができる地域社会を広く創るため、産業・経済を発展させながら、豊かな自然や歴史・文化といった環境を守り育て、6つの視点から取り組む持続的発展が可能なまちづくり」の実現に向けて、その視点ごとに戦略目標を設定した交通戦略からアプローチし、その実現を図っていく。

健康・医療	「健康」と「医療」を核とするまちづくり
産業・経済	産業・経済の活力を生み出していくまちづくり
環境	豊かな環境を守り育てるまちづくり
地域社会	安心して暮らせる地域社会を共に創るまちづくり
文化	山形で育まれた文化を活かすまちづくり
広域連携	広域連携による圏域全体の持続的な発展を目指すまちづくり

実現に向けての現状及び課題

視点	現状	課題
健康・医療	<ul style="list-style-type: none"> 健康寿命延伸のために提唱している SUKSK 生活において運動を推奨しているほか、健康の保持・増進のためのスポーツ活動に対するニーズが高まっている。 「年齢を重ねても健康で、いきいきと暮らすことができ、いざというときには質の高い医療・介護が受けられるまち」を目指し、取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆全国と比べ自家用車への依存度が高い中で、徒歩移動や自転車利用を促すとともに、ウォーキングやサイクリングといった運動を、安全で快適かつ気軽にできる環境整備が求められる。 ◆自家用車に頼らなくても、快適に効率よく安心して通院できる、きめ細やかな公共交通網の充実が求められる。
産業・経済	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済を活性化するため、都市機能が集積し経済のけん引役である中心市街地において、「歩くほど幸せになるまち」の実現に向けた様々な分野での魅力向上に取り組んでいる。 持続的発展を図るため、若者定着や女性活躍に向けて取り組んでいる。 産業振興と魅力ある雇用創出のため、山形北インター産業団地の開発を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中心市街地をはじめとする山形市全体の機能性向上のため、生活者目線だけでなく、観光、ビジネス環境などを含め、市内全域で安全・スムーズに移動できるよう、公共交通の利便性向上が求められる。
環境	<ul style="list-style-type: none"> 樹木をはじめとする山形市の恵み豊かな自然の保全に取り組んでいる。 2050年ゼロカーボンシティを目指し、脱炭素社会の形成に向けた環境負荷の少ないライフスタイルへの転換に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「コンパクト・プラス・ネットワーク」による、便利で暮らしやすく、地球環境にもやさしい徒歩や自転車、公共交通を利用して日常生活を送ることができ、環境負荷の少ないまちづくりが求められる。
地域社会	<ul style="list-style-type: none"> 「地域共生社会」の実現に向けて、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健やかに生きがいを持って暮らすことができ、障がい者が地域の中でいきいきと生活し、積極的に社会参加できるよう取り組んでいる。 地域や企業など、社会全体で子どもの成長を支え、子育てしやすい環境整備が行われるよう取り組むなど、様々な立場にある市民が暮らしやすいまちづくりを進めている。 安全・安心なまちづくりに向け、防災・減災等の対策を推進し、災害に強いまちづくりに取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活に必要な買物・通院などがしやすいよう、高齢者・障がい者といった利用者それぞれのニーズに応じた多様な交通手段の提供とその広報周知のほか、移動に係るバリアフリー化が求められている。 ◆子どもや若い子連れの方など、誰もが安全で気軽に移動でき、安全・安心に暮らすことのできる環境づくりが求められる。
文化	<ul style="list-style-type: none"> 文化創造都市の推進に向けて、文化財の保存と活用を図るとともに、山形市が育んできた多様な文化遺産などを、多くの人の連携により磨き上げ、新たな価値を創造する取組を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化に接する機会を創出するため、気軽に現地に出かけて、直接文化に触れ、それを知り、学ぶことができるよう、劇場や文化活動の拠点となる施設等までの公共交通のアクセシビリティ向上が求められる。
広域連携	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化の進展や行政ニーズが多様化、複雑化する中、地域の持続的発展を可能とし、魅力ある地域づくりを推進するため、近隣市町と連携している。 近隣市町からの移動の目的地となっている多くの企業や学校、病院など、山形市には様々な都市機能が集積しており、人口のダム機能果たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆山形連携中枢都市圏や仙山圏の連携をよりスムーズにするとともに、今後も都市機能を維持し、通勤・通学などのニーズに広く対応していくため、広域的な公共交通ネットワークの構築・充実が求められる。

5. 戦略目標・主な数値目標・戦略目標達成に必要な施策

抽出された課題を解決するため、目指す都市像と社会動向を踏まえ、6つの視点それぞれに戦略目標を設定する。また、各戦略目標を達成する施策をハード・ソフトの両面からパッケージ化し、それらに位置付けた事業を各関係者と一体となって進め、山形市基本構想の目指す将来都市像の実現を図っていく。

■ベース計画凡例

計画名	記号	計画名	記号
山形市都市計画マスタープラン	都	山形市ウォーキング推進計画	ウ
山形市立地適正化計画	立	山形市自転車活用推進計画	自
山形市地域公共交通計画	交	山形市交通安全計画	安

【戦略目標】

【戦略目標達成に必要な施策】

戦略目標1:「健康」と「医療」を核とするまちづくり ○自家用車に頼らなくても、快適に効率よく安心して通院できるよう、鉄道や路線バス、コミュニティバス等、地域の実情に合わせた交通手段を確保するとともに、各交通手段を結ぶ交通結節点の整備や公共交通ネットワークの構築を図ります。 ○市民一人ひとりの健康寿命延伸に向けて、ウォーキングやサイクリングなど健康増進に資する事業を推進します。
--

戦略目標2:産業・経済の活力を生み出していくまちづくり ○生活者目線のほか、観光、ビジネスなど多様な目的による移動において、公共交通利用における交通手段間の接続性や利便性の向上を図ります。 ○市外からの来訪者をはじめとした多様な交流の展開を推進するため、快適な移動環境の整備や分かりやすい情報の発信を図ります。
--

戦略目標3:豊かな環境をまもり育てるまちづくり ○自家用車の多用から公共交通利用への転換による環境負荷軽減に向け、公共交通の利便性向上を図り、持続可能なまちづくりを目指します。 ○ゼロカーボンシティの実現に向けて、徒歩や自転車などの脱炭素型の移動手段の利用を促進する事業を推進します。

戦略目標4:安心して暮らせる地域社会を共に創るまちづくり ○地域の実情と利用者のニーズに応じた持続可能な生活交通を確保するとともに、公共交通の利用促進に向けた啓発活動や意識醸成を図ります。 ○子どもから幼い子連れの方、高齢者・障がい者まで、多様な利用者それぞれのニーズに対応した、分かりやすい情報発信を行うとともに、安全で利便性の高い公共交通を構築します。 ○高齢者・障がい者を含めた歩行者や自転車利用者等が安全・安心に暮らし、移動できるよう、バリアフリー化、安全確保等の環境整備に取り組みます。
--

戦略目標5:山形で育まれた文化を活かすまちづくり ○歴史や文化に接する機会を創出するとともに、観光資源として活用していくため、自家用車に頼らずとも、目的地までスムーズに移動できる公共交通ネットワークの構築を目指します。

戦略目標6:広域連携による圏域全体の持続的な発展を目指すまちづくり ○山形連携中枢都市圏や仙山圏の連携をよりスムーズにするため、「山形県地域公共交通計画」および連携都市圏の取組と連動しながら、鉄道をはじめとした公共交通の利便性向上を図るとともに、交通結節点の整備等により、広域的な公共交通ネットワークの構築を目指します。
--

【主な数値目標】 ※各計画の変更に伴い、適宜更新を行う。

数値目標の指標	評価指標とする戦略目標	実績値*	実績**年度	目標値*	目標**年度	数値目標の根拠となるベース計画
歩行者交通量（休日）	1～6共通	22,399人	R1	22,575人	R7	立
公共交通の利用者数 （市内主要鉄道駅の利用者数、路線バス、コミュニティバスの利用者数）	1～6共通	11,078千人	R1	11,189千人	R7	交
中心市街地における上屋やベンチの設置などのバス待ち環境の整備件数 （5年間の累計）	1・2・4	-	R1	10件	R7	交
交通結節点の新設及び改善数	1～6共通	-	-	7か所	R15	-

6. 推進体制

戦略の推進にあたっては、PDCA サイクルにより毎年事業進捗を確認・検証し、改善に努めていく。

No	分類 / 施策名	戦略目標						施策の根拠となるベース計画
		1	2	3	4	5	6	
(1) 公共交通								
1	交通結節点の整備	○	○	○	○	○	○	都,立,交,ウ,自
2	新駅の検討	○	○	○	○	○	○	都,立,交
3	鉄道駅をはじめとした交通結節点のバリアフリー化	○			○			都,交,安
4	バス停のバス待ち環境の改善	○	○		○			都,交
5	バスレーンの導入検討・バスベイの設置			○			○	都,交,安
6	踏切道における交通の安全				○			安
7	環境にやさしい車両等の導入促進			○				都,交,安
(2) 歩行者・自転車								
8	ウォーカブルなまちづくりの推進【ハード事業】	○	○	○	○	○	○	都,立,交,ウ,自
9	ウォーキングモデルコース・拠点の整備【ハード事業】	○						立,ウ
10	サイクリングモデルコース・拠点の整備【ハード事業】	○			○			立,自
11	地域のニーズに応じた駐輪場の整備		○	○	○	○		都,自,安
12	快適な歩行環境の整備・維持		○	○	○			都,ウ,安
13	快適な自転車通行環境の整備・維持		○	○	○			都,自,安
(3) 道路空間								
14	無電柱化事業の推進	○			○			都,ウ,自,安
15	消雪道路・設備の整備、除排雪の実施	○			○			都,立,ウ
16	地域活性化を支援する都市計画道路の整備		○		○	○	○	都
17	安全・安心のための道路環境の整備	○			○			都,ウ,自,安
(1) 公共交通								
18	バス幹線路線の設定	○	○				○	交
19	バス路線の経路・ダイヤ等の見直し	○	○				○	都,立,交
20	鉄道南北縦貫運行に向けた検討		○		○		○	交
21	連携中枢都市圏における広域的な公共交通ネットワークの構築		○				○	都,交
22	MaaSの導入		○		○	○	○	交
23	南部循環バス、北部循環バスの導入	○	○					立,交
24	タクシー等を活用した新たな公共交通の導入(モデル事業の実施)	○			○			都,立,交
25	郊外と中心部を結ぶコミュニティバス等の運行	○						都,立,交
26	福祉輸送やその他輸送手段との連携	○			○			交
27	エコ通勤の推進等公共交通のきっかけづくり、啓発活動【公共交通事業】		○	○	○			立,交,ウ,自
28	観光客向け周遊環境の向上		○				○	交
29	蔵王と山寺を結ぶ観光路線の検討		○				○	交
30	山形～仙台間の公共交通の利用拡大		○				○	都,交
31	スマートフォンアプリ等による利用案内・SNSによる情報発信【公共交通事業】		○				○	交
32	若者向けPRの推進		○					交
33	各種イベントの実施【公共交通事業】	○	○					交
34	高齢者や免許返納者等への支援の見直し	○						交,安
35	まちなか駐車場の配置適正化		○					都,立
36	コミュニティサイクルの推進	○	○	○	○			交,自
37	わかりやすいバス案内	○					○	都,交
(2) 歩行者・自転車								
38	放置自転車対策				○			ウ,自,安
39	交通ルール・マナーの啓発				○			都,ウ,自,安
40	ウォーカブルなまちづくりの推進【ソフト事業】	○	○	○	○	○	○	都,立,ウ,自
41	ウォーキングモデルコース・拠点の整備【ソフト事業】	○						立,ウ
42	サイクリングモデルコース・拠点の整備【ソフト事業】	○						立,自
43	エコ通勤の推進等公共交通のきっかけづくり、啓発活動【歩行者・自転車向け事業】		○	○	○			立,交,ウ,自
44	スマートフォンアプリ等による利用案内・SNSによる情報発信【歩行者向け事業】		○				○	ウ
45	各種イベントの実施【歩行者・自転車向け事業】	○	○		○			ウ,自

山形市総合交通戦略に基づく主な取組内容（山形市地域公共交通計画に係る取組を除く）

対策	分類	施策名	R7取組実績	R8取組予定
ハード面	歩行者・自転車	8 ウォーカブルなまちづくり推進【ハード事業】	令和7年度は、休日に稼働率が下がり低未利用化するコインパーキングの利活用を図る社会実験を実施し、地権者や駐車場事業者にコインパーキングの多目的利用の普及啓発を行った。	令和8年度は、コインパーキングの利活用に係る社会実験を継続実施して取組の定着化を図るとともに、日本一の観光案内所へのアクセスルートとなる山形駅前公共地下道の利活用を図る社会実験を実施する。
		9 ウォーキングモデルコース・拠点の整備【ハード事業】	健康増進課において、「山形市ウォーキング推進計画」に基づき、新規モデルコースを3コース設定した。また、モデルコースの設定やコースサイン整備に関する基礎的な情報収集を目的に、国道、県道、市道の各道路管理者及び交通管理者（警察）との情報共有を行うとともに、安全で快適なコース整備に向け、コース沿線に必要な機能のあり方について検討を行った。	関係機関及び庁内関係課との連携を図りながら、引き続きコースの検討を行うとともに、コース沿線の安全性、快適性の確保に向けたハード整備のあり方について検討を行う
		10 サイクリングモデルコース・拠点の整備【ハード事業】	モデルコースの設定やコースサイン整備に関する基礎的な情報収集を目的に、国道、県道、市道の各道路管理者及び交通管理者（警察）との情報共有を行い、安全で快適な自転車通行環境の確保に向けた課題の整理を行った。また、国や県により既に選定されているサイクリングモデルコース沿線の市有施設を活用した休憩やメンテナンスが可能な拠点整備のあり方について検討を行った。	関係機関及び庁内関係課との連携を図りながら、引き続きモデルコースの設定に向けた課題の整理を行う。また、既存のモデルコース沿線に立地する市有施設への拠点機能の導入に向けた検討を行う。
		11 地域のニーズに応じた駐輪場の整備	済生館前、霞城セントラル、山形駅東口交通センターの3箇所については、指定管理者による管理・運営を実施している。	本年度も引き続き適正に運営を実施する。
		12 快適な歩行環境の整備・維持	整備に関する基礎的な情報収集を目的に関係機関との情報共有を行い、歩行環境の現状把握及び課題の整理を行った。 また、快適な歩行環境の整備・維持管理のため、須川桜づつみの草刈りを行った。 【R7実施回数】 ・委託による草刈り 3回 ・直営による草刈り 3回	関係機関及び庁内関係課との連携を図りながら、既存の関連事業を活用した環境整備や、市民が日常的に歩くことができる基盤づくりを推進する。 また、快適な歩行環境の整備・維持管理のため、須川桜づつみの草刈りを行う。 【R8実施予定回数】 ・委託による草刈り 2回 ・直営による草刈り 4回
		13 快適な自転車通行環境の整備・維持	整備に関する基礎的な情報収集を目的に、関係機関と情報共有を行うとともに、自転車通行空間確保を目的に設置している矢羽根型路面表示に関する周知を行った。	関係機関及び庁内関係課との連携を図りながら、既存の関連事業を活用した環境整備や、市民が日常的に自転車に乗ることができる基盤づくりを推進する。 また、小中学生の自転車教室などを活用した矢羽根型路面表示に関する周知を引き続き行う。
		道路空間	14 無電柱化事業の推進	令和7年度は、山形市の新規事業路線として四日町山家町線（印役町工区）の事業認可を取得。 継続事業として、山形県事業の旅籠町八日町線（本町工区）および東原村木沢線（木の実町工区）、山形市事業の十日町双葉町線ほか1路線（十日町工区）および諏訪町七日町線ほか1路線（建昌寺前工区）の整備が進捗。 山寺地区景観形成（無電柱化）事業 市道千手院線電線共同溝敷設工事 整備延長L=74m
15 消雪道路・設備の整備、除排雪の実施	除排雪の実施 総延長約1,500kmの道路について除排雪体制を構築し、市民の安全な通行確保を図った。		除排雪の実施 令和7年度と同様の体制を維持し、市民の安全な通行確保を図る予定。	

山形市総合交通戦略に基づく主な取組内容（山形市地域公共交通計画に係る取組を除く）

対策	分類	施策名	R7取組実績	R8取組予定
ハード面	道路空間	16 地域活性化を支援する都市計画道路の整備	令和7年度は、直轄事業として山形広域都市計画道路蔵王樺沢線（国道112号山形南道路）が新規事業化され、また山形市の新規事業路線として四日町山家町線（鈴川工区）の事業認可を取得。 継続事業として、山形県事業の旅籠町八日町線（本町工区）および東原村木沢線（木の実町工区）、山形市事業の十日町双葉町線ほか1路線（十日町工区）および諏訪町七日町線ほか1路線（建昌寺前工区）、旅籠町八日町（香澄町工区）の整備が進捗。	令和8年度は、継続事業として、以下事業の設計・整備を進める予定。 直轄事業：樺沢山辺中山線（山形中山道路）、蔵王樺沢線（山形南道路） 山形県事業：旅籠町八日町線（本町工区）、東原村木沢線（木の実町工区） 山形市事業：十日町双葉町線ほか1路線（十日町工区）、諏訪町七日町線ほか1路線（建昌寺前工区）、旅籠町八日町線（香澄町工区）、四日町山家町（鈴川工区）
		17 安全・安心のための道路環境の整備	令和7年度は、山形市自転車活用推進計画に基づき、自転車ネットワーク路線にあたる市内13路線において矢羽根路面表示を整備した。	引き続き、山形市自転車活用推進計画に基づき、自転車ネットワーク路線への矢羽根路面標示を整備予定。
ソフト面	交通共 歩行者・自転車	35 まちなか駐車場の配置適正化	届出制度を運用し、駐車場の新規設置相談時に新規設置抑制や歩行者の安全性対策指導を行った。	届出制度の運用及び駐車場の新規設置相談時に新規設置抑制や歩行者の安全性対策指導を継続して行う。
		38 放置自転車対策	放置禁止区域やその他の区域を定期的に巡回し適切に整頓および撤去業務を実施した。	本年度も引き続き、安全で快適な市民生活の形成を図ることを目指して、放置自転車を適正に処理する。
		39 交通ルール・マナーの啓発	小中学校、幼稚園・保育園・こども園等及び高齢者の地域クラブ等で行われる交通安全教室へ市の交通安全専門指導員を派遣し、交通安全ルール・マナーの教育・啓発活動を行った。広報やまがたに踏切における事故の防止について掲載し、周知・広報を図った。	各施設で行われる交通安全教室へ交通安全専門指導員を派遣し、交通安全についての正しい知識等の周知・普及徹底を図る。鉄道の交通安全について広報やまがたへ掲載し、周知徹底を図る。
		40 ウォーカブルなまちづくりの推進【ソフト事業】	中心市街地に設定された既存のウォーキングモデルコースの利活用の状況等を踏まえながら、歩きたくなるまちづくりの推進に向けた検討を行った。	関係機関や庁内関係課と連携のうえ、中心市街地への新規ウォーキングモデルコース設定を行うなど、「歩くほど幸せになるまち」の実現に向けた検討・協議を行う。
		41 ウォーキングモデルコース・拠点の整備【ソフト事業】	健康増進課と連携し、モデルコースを活用したウォーキング活動の促進に向けた検討を行った。（ウォーキングイベントのSUKSKポイント付与）	庁内関係課等と連携し、引き続きモデルコースを活用したソフト施策について検討する。
		42 サイクリングモデルコース・拠点の整備【ソフト事業】	やまがた蔵王自転車活用推進協議会に出席し、やまがた蔵王ヒルクライムルートに関する情報共有を図った。また、狐一巡り自転車活用推進協議会の主催する研修会や意見交換会に参加し、狐一巡りサイクリングロードに関する情報共有を図った。	引き続き、既存のサイクリングモデルコースの関係団体と連携し、モデルコースを活用した地域活性化策について検討する
		44 スマートフォンアプリ等による利用案内・SNSによる情報発信【歩行者向け事業】	健康増進課で主催した「足楽スクール」や「SUKSKフェア」にて、医師やフィットネストレーナーを招き、足を健康に保つための講話や、ストレッチ方法について周知、啓発した。また、その利用案内をアプリのお知らせ機能、市報、各種SNS等を利用して周知した。	令和8年度についても歩くことで得られる効果等の情報発信を引き続き行う。
45 各種イベントの実施【歩行者・自転車向け事業】	市民のボランティア団体である山形市運動普及推進協議会と連携し、「山形再発見ウォーキング」を開催し、山形市の自然や歴史に触れつつウォーキングの魅力を伝える取り組みを行った。また、ウォーキングマップを作成することで幅広い年代、地域の市民に対して運動のきっかけとなるよう働きかけた。	令和7年度に引き続きウォーキングイベントの開催を検討している。 また、ウォーキングマップについても新規マップの作製を予定している。		

山形市総合交通戦略における数値目標の令和7年度における達成状況について（山形市地域公共交通計画に係る指標の除く）

No.	数値目標の指標	評価指標とする 戦略目標	実績値	実績 年度	目標値	目標 年度	令和7年度 実績値	出典元
1	歩行者交通量（休日）	1～6共通	22,399 人	R1	22,575 人	R7	25,383 人	山形市立地 適正化計画
8	ウォーキング拠点の整備数	1・3	-	R2	2か所	R9	-	山形市ウォーキ ング推進計画
9	ウォーキングモデルコースの設定数	1・3	23コース	R2	30コース	R9	26コース	山形市ウォーキ ング推進計画
10	サイクリング拠点の整備数	1・3	-	R2	4か所	R9	-	山形市自転車 活用推進計画
11	サイクリングモデルコースの設定数	1・3	-	R2	4コース	R9	-	山形市自転車 活用推進計画
12	交通事故年間重傷者数	4	-	-	70人以下	R7	53人	山形市交通安全 計画